

平成21年度東京都税制調査会

第5回 小委員会

〔法人課税に関する資料〕

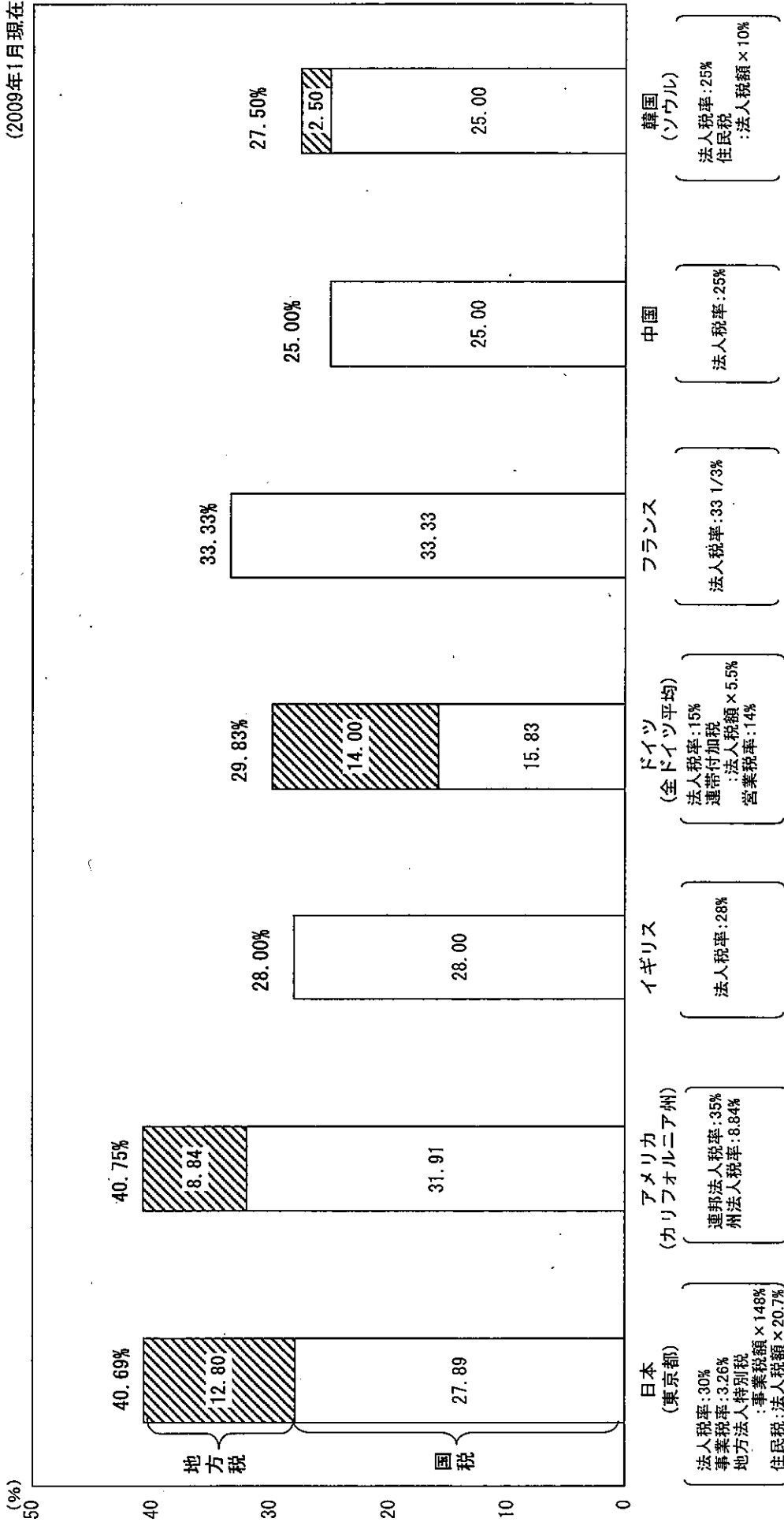
平成21年7月17日

法人課税に関する資料

| 資料名 | 頁 |
|-------------------------------|---|
| 諸外国の法人所得課税の実効税率 | 1 |
| 諸外国の法人所得税と社会保険料の事業主負担（対名目GDP） | 2 |
| 法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査 | 3 |
| 法人課税負担率（対GDP比）の推移国際比較 | 4 |
| 法人の海外展開と公的負担 | 5 |
| 法人二税の税収の推移（地方法人特別譲与税を含む） | 6 |
| 法人二税の人口一人当たり税収格差の推移 | 7 |
| 法人事業税の外形標準課税の概要 | 8 |
| 法人事業税の外形標準課税における変動係数（人口一人当たり） | 9 |

諸外国の法人所得課税の実効税率

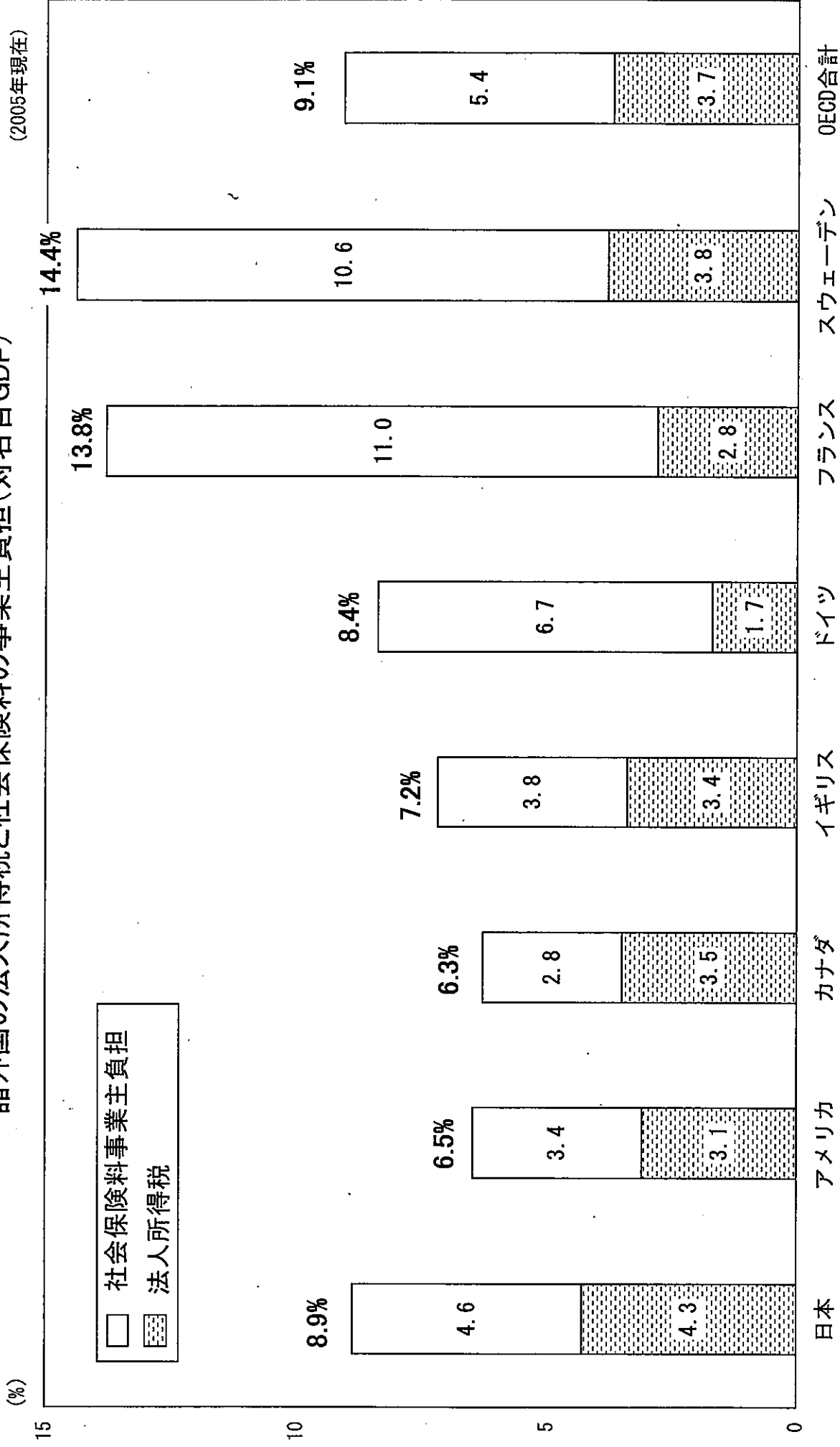
(2009年1月現在)



注1 財務省の国際比較に関する資料により作成。
 注2 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 注3 日本は地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別課税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
 注4 アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦法人税率の35%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
 注5 ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に對し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦財務省の発表内容に従い、賦課率400%(2007年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
 注6 フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税(地方税)等が課される。前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、法人概算課税及び職業税(地方税)等が課される。
 注7 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
 注8 韓国の住民税においては、上記の所得割のほかには、資本金額及び従業員数に応じた均等割が課される。

諸外国の法人所得税と社会保険料の事業主負担(対名目GDP)

(2005年現在)



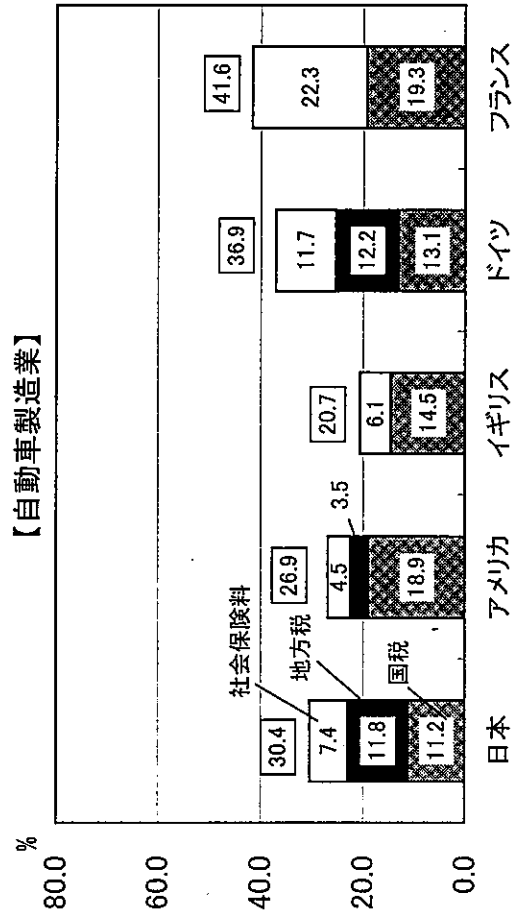
注1 "Revenue Statistics 1965-2006" (OECD)により作成。

注2 法人所得税、社会保険料事業主負担は、それぞれ名目GDPに占める割合を比較したものである。

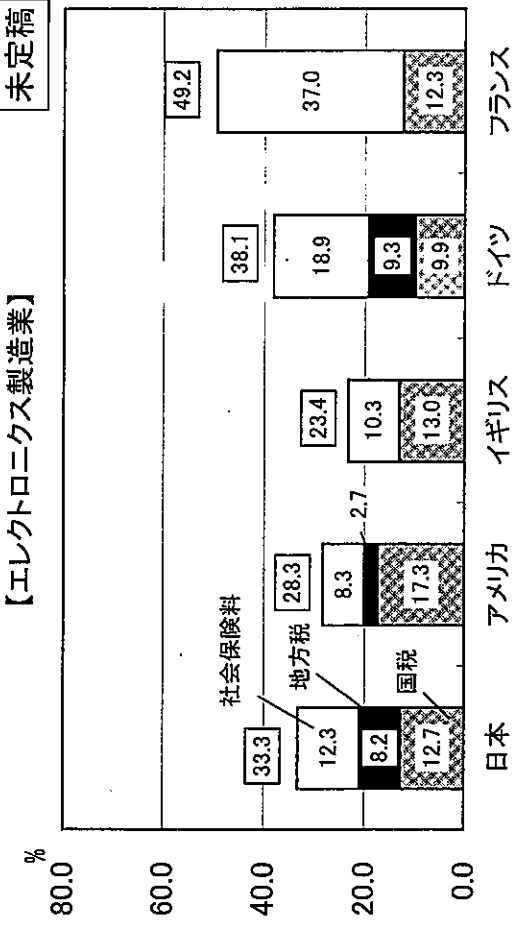
注3 アメリカにおける民間医療保険の事業主負担は、4,977億ドル(対名目GDP比4.0%)であり、この負担を加えると、アメリカの事業主負担は10.5%となる。(「EBRI Databook on Employee Benefits」の「Employer Spending on Benefits」[Group health insurance]の2005年の数値による。)

法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査

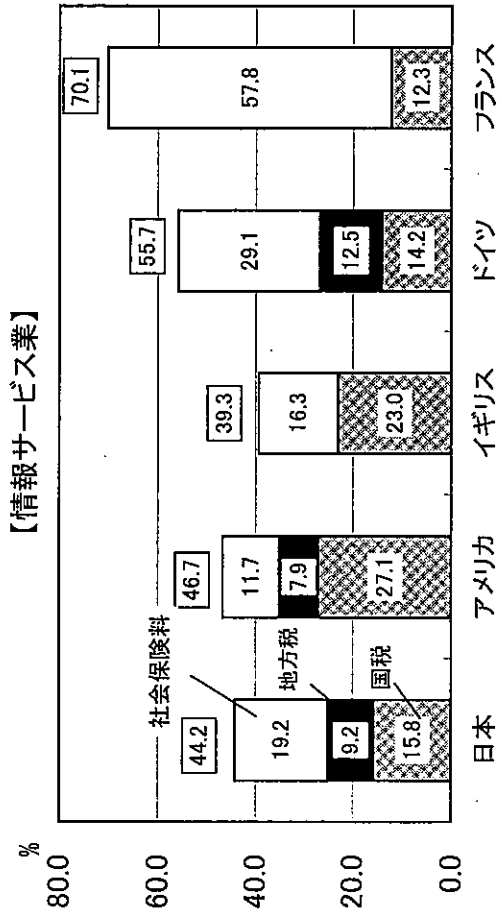
【自動車製造業】



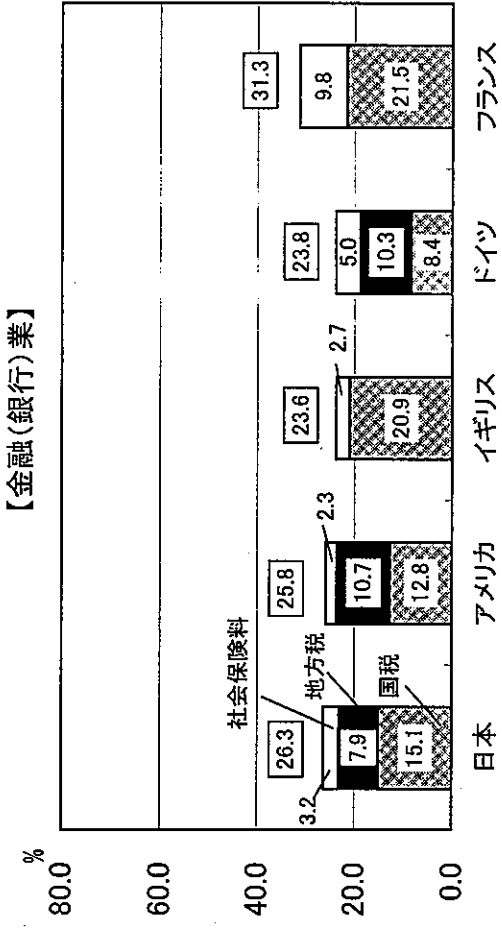
【エレクトロニクス製造業】



【情報サービス業】



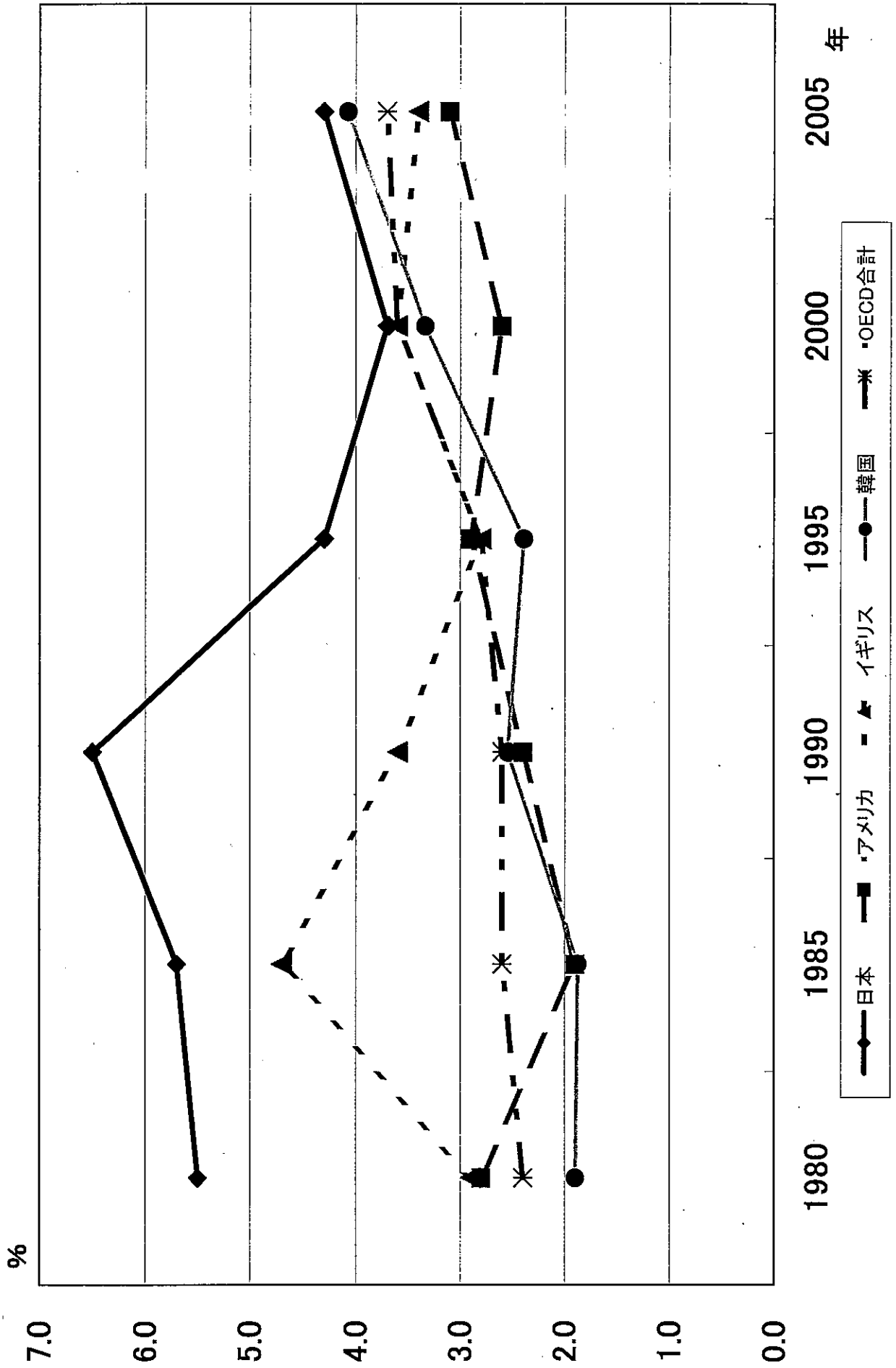
【金融(銀行業)】



※なお、アメリカの企業が負担する民間医療費は、自動車製造業15.4%、情報サービス業1.8%、エレクトロニクス製造業2.1%、金融業0.7%であると推計されている。

- 注1 政府税制調査会資料により作成。
- 注2 財務省の委託によりKPMG税理士法人が試算した。
- 注3 上記グラフは、法人所得課税負担及び社会保険料負担の[税引前当期利益+社会保険負担] (総売上から社会保険負担以外の費用を引いた額に等しい値) に対する比率を国際比較したもの。法人所得課税標準とすの諸税を課税標準としており、また、外国当局による課税は対象としていない。
- 注4 モデル企業の立地場所は、日本は東京、アメリカはカリフォルニア州及びテキサス州、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。
- 注5 カリフォルニア州(情報サービス業)カリフォルニア州及びニューヨーク市(金融業)、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。
- 注6 各業種における我が国の売上げ上位4~5社の2005年度財務諸表をベースとして、業種毎のモデル企業の財務諸表を作成。各国の税制(国税、地方税)、社会保険料制度を一定の前提の下で適用し、各国における企業の負担額を計算。
- 注7 課税ベースの計算においては、恒久的な影響を与える永久差異項目(試験研究費等の税額控除、受取配当益金不算入、交際費・寄付金等の損金算入、外国税額控除、地方税額控除等)のみを試算に反映し、税負担の前払いまたは先送りのみを一時差異項目(貸倒引当金及び減価償却等)の影響は反映していない。
- 注8 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
- 注9 前提条件の置き方によって負担は変わらうるため、試算結果についてはある程度の幅をもって解釈する必要がある。

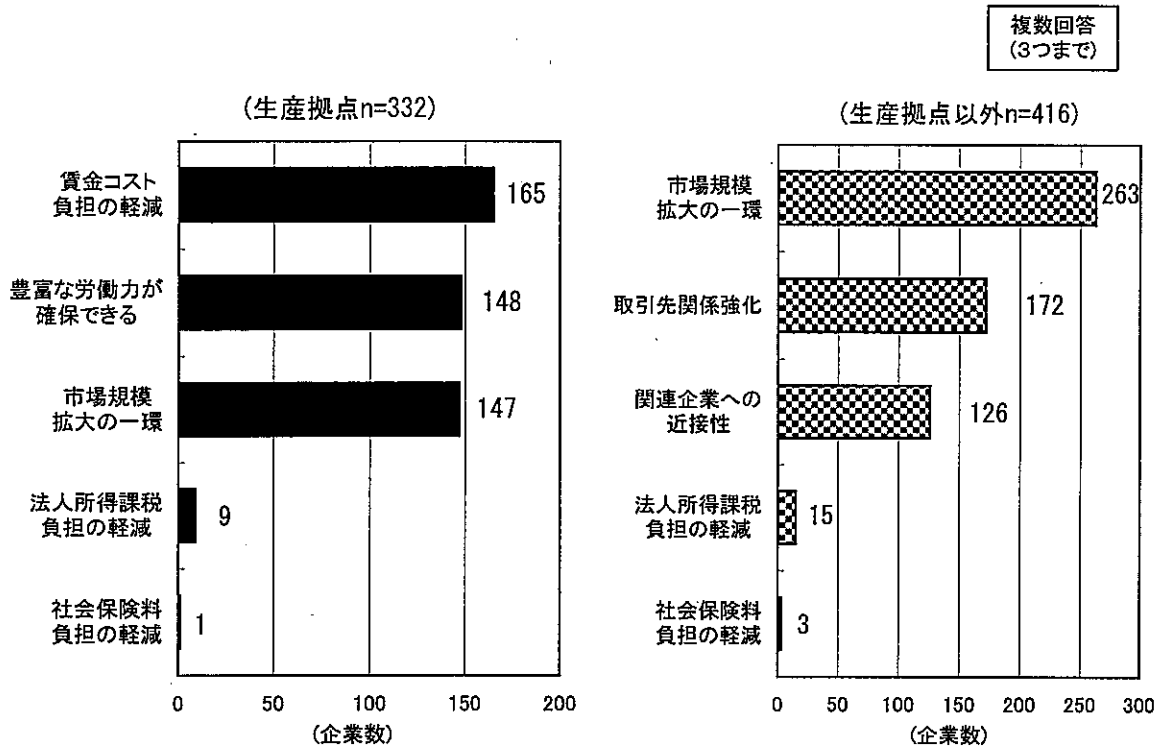
法人課税負担率(対GDP比)の推移国際比較



注 "Revenue Statistics 1965-2006" により作成。

法人の海外展開と公的負担

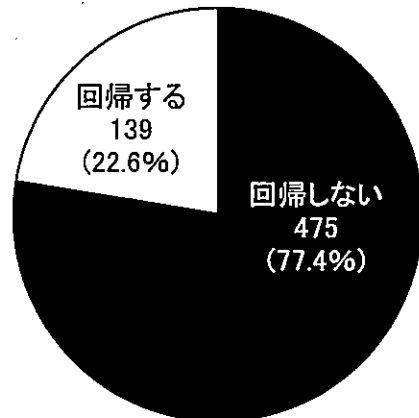
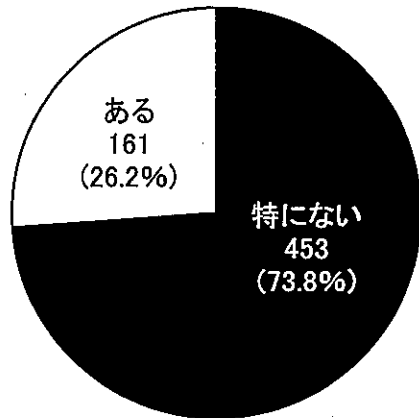
① 海外への事業展開を決めた理由



② 海外と日本の公的負担比較

③ 法人実効税率30%になった場合、日本回帰の可能性

日本での事業活動が不利と感じることがあるか否か



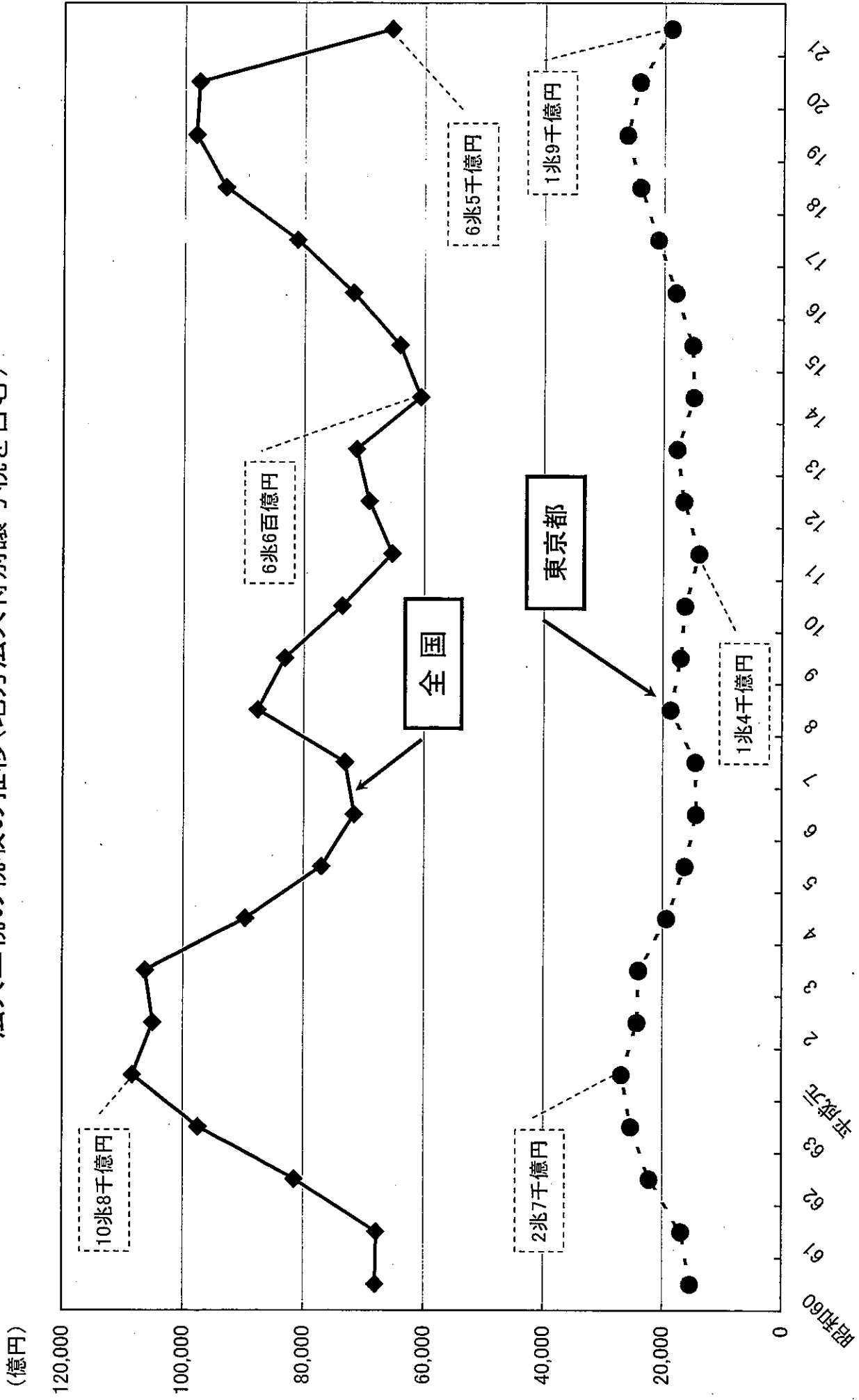
注 委託調査報告書「法人所得課税の税収集中等に関する国際比較調査」(株式会社帝国データバンク)による。

調査対象：全国全業種・全規模の企業のうち調査協力の承諾が得られたもの
(対象件数4,720件中、有効回答件数2,974件)

調査方法：インターネットリサーチ法

調査期間：2007年12月6日～12月13日

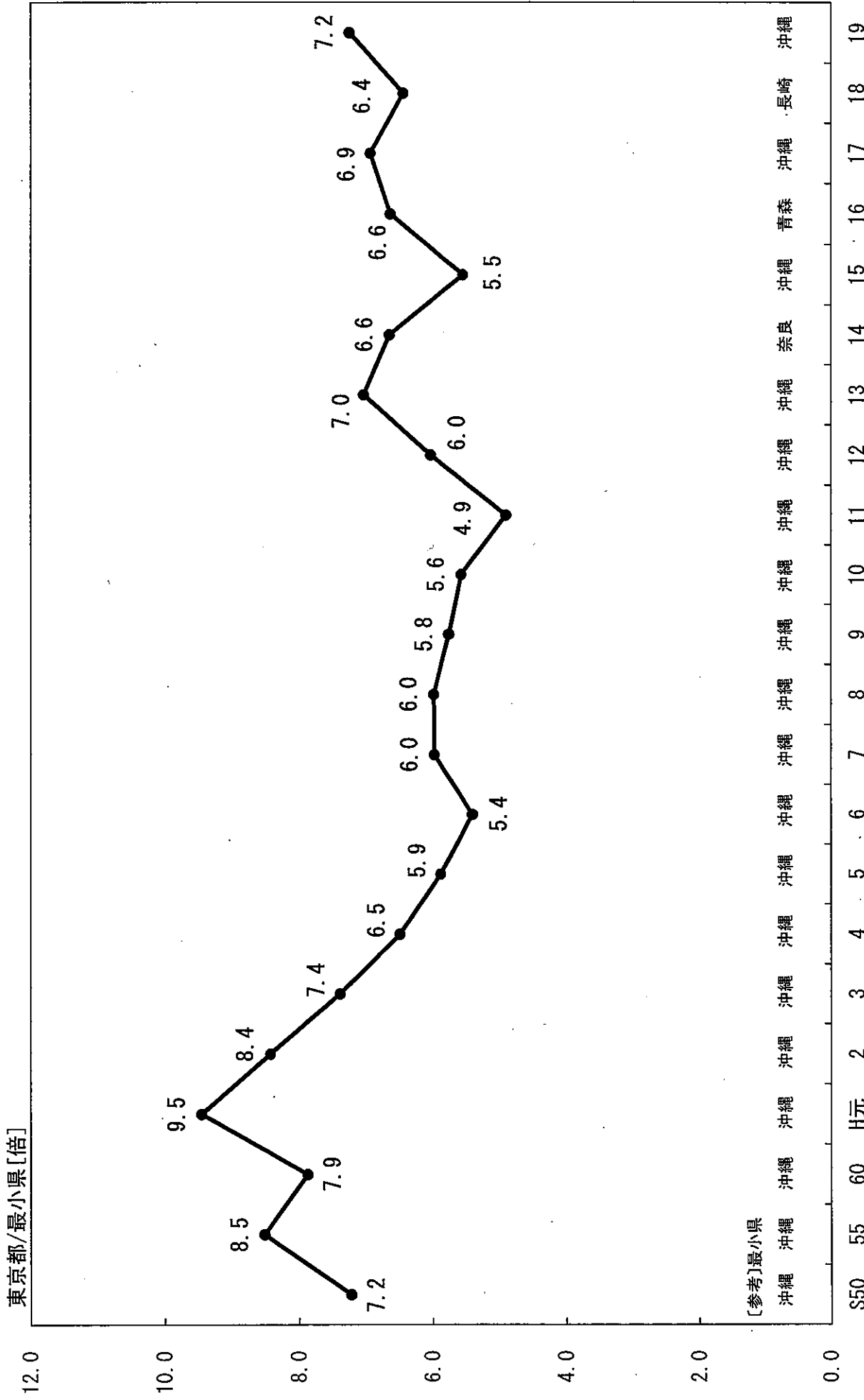
法人二税の税収の推移(地方法人特別譲与税を含む)



注1 「地方税に関する参考計数資料」、「地方財政白書」(総務省)等により作成。

注2 平成19年度までは決算額、「全国」の20年度は補正後予算額、「東京都」の20年度は当初予算額である。

法人二税の人口一人当たり税収格差の推移



注1 「地方税に関する参考計数資料」(総務省)により作成。
 注2 上グラフは、各都道府県ごとの人口(各年度末の住民基本台帳人口)一人当たり税収額の最大値(東京都の値)を最小値で割った値である。
 注3 ここでの法人二税とは、法人分の道府県民税と市町村民税及び法人事業税の合計であり超過課税分を含む。

法人事業税の外形標準課税の概要

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|-----------------|----------------|--------|-----|--------------|----------------|-------|---------------|-----------------|-----|--------------|----------------|
| 対 象 | 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人 (収入金額課税法人・公益法人・特別法人等を除く) | | | | | | | | | | | | |
| 課税方式 | <div style="text-align: center;"> <p>所得基準 (3 / 4) 外形基準 (1 / 4)</p> <p>法人事業税 = 所得割 + 付加価値割 + 資本割</p> <p style="margin-left: 150px;">2 1 (2/12 1/12)</p> </div> <p>注1 付加価値割＝収益配分額±単年度損益 * ただし、収益配分額(＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料)に占める報酬給与額の割合が70%を超える場合は、70%を限度</p> <p>注2 資本割の特例 1,000億円超5,000億円以下の部分 … 50%に圧縮 5,000億円超1兆円以下の部分 … 25%に圧縮 (資本金等の額が1兆円超の場合には1兆円とみなす)</p> | | | | | | | | | | | | |
| 標準税率 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">※【暫定措置実施期間の税率】</td> <td style="text-align: center;">〔都の税率〕</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td style="text-align: center;">7.2 % 【2.9%】</td> <td style="text-align: center;">7.56 % 【3.26%】</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td style="text-align: center;">0.48% 【0.48%】</td> <td style="text-align: center;">0.504% 【0.504%】</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td style="text-align: center;">0.2 % 【0.2%】</td> <td style="text-align: center;">0.21 % 【0.21%】</td> </tr> </table> | | ※【暫定措置実施期間の税率】 | 〔都の税率〕 | 所得割 | 7.2 % 【2.9%】 | 7.56 % 【3.26%】 | 付加価値割 | 0.48% 【0.48%】 | 0.504% 【0.504%】 | 資本割 | 0.2 % 【0.2%】 | 0.21 % 【0.21%】 |
| | ※【暫定措置実施期間の税率】 | 〔都の税率〕 | | | | | | | | | | | |
| 所得割 | 7.2 % 【2.9%】 | 7.56 % 【3.26%】 | | | | | | | | | | | |
| 付加価値割 | 0.48% 【0.48%】 | 0.504% 【0.504%】 | | | | | | | | | | | |
| 資本割 | 0.2 % 【0.2%】 | 0.21 % 【0.21%】 | | | | | | | | | | | |
| 徴収猶予 | 赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の法人を対象とする徴収猶予制度あり | | | | | | | | | | | | |
| 特例の取り扱い | 外形標準課税の対象法人は、地方税法第72条の24の4(条例による外形課税の特例)の適用対象外 | | | | | | | | | | | | |
| 適用期日 | 平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から適用 | | | | | | | | | | | | |

※ 平成20年度税制改正により、暫定措置として法人事業税の一部国税化が実施され、標準税率が引き下げられた。

法人事業税の外形標準課税における変動係数（人口一人当たり）

○ 平成17年度

（単位：億円）

| | 平成17年度の法人事業税額 | | | | 合計 |
|------|---------------|--------|-------|---------------|--------|
| | 所得割分 | 付加価値割分 | 資本割分 | 外形標準課税分 小計 | |
| 東京都 | 4,872 | 1,156 | 750 | 6,779 | 10,982 |
| 全国 | 17,502 | 4,268 | 2,262 | 24,033 | 42,047 |
| 変動係数 | 0.644 | 0.576 | 0.739 | | |

○ 平成18年度

（単位：億円）

| | 平成18年度の法人事業税額 | | | | 合計 |
|------|---------------|--------|-------|---------------|--------|
| | 所得割分 | 付加価値割分 | 資本割分 | 外形標準課税分 小計 | |
| 東京都 | 5,836 | 1,199 | 716 | 7,751 | 12,180 |
| 全国 | 22,856 | 4,813 | 2,361 | 30,030 | 48,727 |
| 変動係数 | 0.582 | 0.505 | 0.604 | | |

○ 平成19年度

（単位：億円）

| | 平成19年度の法人事業税額 | | | | 合計 |
|------|---------------|--------|-------|---------------|--------|
| | 所得割分 | 付加価値割分 | 資本割分 | 外形標準課税分 小計 | |
| 東京都 | 6,682 | 1,298 | 723 | 8,703 | 13,271 |
| 全国 | 24,781 | 5,051 | 2,318 | 32,150 | 51,793 |
| 変動係数 | 0.611 | 0.510 | 0.620 | | |

- 注1 変動係数は、各都道府県ごとの税収額のばらつきを表したものである。変動係数が大きくなるほど、ばらつきも大きくなる。
 2 変動係数は東京都主税局において計算した、人口一人当たりの数値である。
 3 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。